

清瀬市まちづくり基本条例に基づく提言について

当委員会では、清瀬市まちづくり基本条例に基づく市民提案について審議してまいりましたが、実施に向けて取組むべきものと判断いたしましたので、別紙のとおり提言いたします。

(禁煙地域の拡大で停滞している禁煙運動の更なる前進を！)

平成25年5月13日

清瀬市長 渋谷 金太郎 殿

清瀬市まちづくり委員会
委員長 長 縄 宜 幸

提 言 書

I 提言の主旨

清瀬市まちづくり委員会は、清瀬市まちづくり基本条例第9条第2項に基づき「禁煙地域の拡大で停滞している禁煙運動の更なる前進を！」について、市長に提言いたします。

II 提言の理由

1 市民からの提案

市民から下記の提案がありました。

(1) 提案の題名

「禁煙地域の拡大で停滞している禁煙運動の更なる前進を！」

(2) 提案の要旨

現在、禁煙指定地域での喫煙罰則制度や吸殻のポイ捨て禁止条例などで、官民の協力により禁煙運動の浸透やポイ捨ては徐々に良くなってきている。

しかし、禁煙運動は世の流れであり、清瀬市が現状で満足しているのは明るく健康な町づくりをめざす姿としては情けなく、先進都市に遅れを取る。罰則制度があっても適用例がなく、ポイ捨ても皆無ではない。次のステップをめざして官民が協力して禁煙運動を更に前進させるべき時期である。あきらめないで禁煙を進めて行くべき。やれば出来る筈。そこで、現状の禁煙エリアに加え、次の対策を実施する様提案したい。

ア 市内の公園（都市公園、自然公園、ポケット公園や緑地（雑木林、指定緑地）では、全面禁煙とし看板設置で皆の目で監視、注意して行く努力を！（特にポイ捨てによる公園と緑地での火災が心配）

イ 市内の全飲食店（食堂、レストラン、酒屋、喫茶など）店内での喫煙全面禁止（飲食店での喫煙は不愉快、吸わない人にもっと配慮せよ）。

ウ 現状、緑地・公園などに設置の吸殻ポイ捨て禁止看板は、誤解を招くので撤去し、禁煙看板に変更する。

以上、3項を実施し公共場所での禁煙運動を前進させ、明るく健康な都市をめざすべきと思う。

2 まちづくり委員会での検討

まちづくり委員会において、提案“禁煙地域の拡大で停滞している禁煙運動の更なる前進を！”に対し、まず清瀬市における禁煙の取り組みの現状を把握するために、関連する担当課であるごみ減量推進課および健康推進課から委員会に出席していただき、ヒヤリングを行い、提案内容について審議いたしました。

まずは、清瀬市における現況について簡単に報告させていただきます。

- (1) 清瀬市には禁煙に関する条例はなく、「清瀬市まちを美しくする条例」において、公共の場での喫煙（ポイ捨て含む）に関する制約を設けています。
- (2) その対象者は、歩行中または、自転車走行中に喫煙をしている人としています。
- (3) 市内では、駅の周辺及びけやき通りを環境美化の重点地域に指定して、違反者に指導及び過料を課せられるようになっています。

以上が清瀬市における、行政の条例上の取り組みです。要約すると、喫煙そのものを禁止するのではなく、まちの美化の観点からの取り組み及び歩行中の喫煙による子供さん等への危険を避けるというのが条例の主旨となっています。

次に、各課が禁煙に対してどのような取り組みをされているのか、説明をしていただきました。

ごみ減量推進課の回答は以下のとおりでした。（主に重点地域において）

- (1) 看板等を設置し、歩行喫煙等の禁止を訴えている。
- (2) 美化推進委員（34名）並びに市の職員での巡回と違反者への指導。
- (3) 清瀬駅北口アミュー前に吸殻入れを設置し、歩行喫煙者のポイ捨ての防止。
- (4) 携帯灰皿や、マナーアップのためのティッシュ配布等のキャンペーン。

- (5) 昨年4月より重点地域の違反者への過料が可能になった条例が施行されたのに伴い、巡回等の頻度はあげて行い8月より強化パトロールの実施。指導に関しては、延べ330人(9/1~11/30)となっている。過料は0件。

健康推進課の回答は以下のとおりでした。

- (1) 妊婦さんや、健康大学でのタバコの害の教育の実施。
- (2) 禁煙教室の開催等禁煙に対する市民への様々な取り組みの実施。
- (3) 重点地域での禁煙の指導は行っていないが、喫煙自体が害であることについては市民の皆さんに訴えている。

以上が清瀬市における禁煙に関する現状の市の取り組みです。提案者のご提案する公園の全面禁煙の実施や、市内飲食店等の喫煙禁止実施に関しては、現状の条例下では、困難であると思われます。

では、実際に非喫煙者や子供達、体の弱い方が、健康を害さず、不快に思わなくするにはどうしたらいいか、委員会では様々な意見が出ました。一部意見を紹介させていただきます。

- (1) 受動喫煙の害を喫煙者はわかっていない。
- (2) 喫煙者は非喫煙者に気を使って頂き、携帯灰皿等を持ち歩いてほしい。
- (3) 禁煙条例を制定しているのは、都道府県レベル。
- (4) ポイ捨て条例等制定している区市町村は、喫煙所を設けているところもあれば、無いところもある。
- (5) 駅前に喫煙所を設けること自体、喫煙を容認している。
- (6) 喫煙する人の権利も容認する必要がある。
- (7) ごみ減量推進課が頑張っていて活動してくれているが、今の条例では、限界がある。
- (8) 喫煙所があるので、むやみやたらに様々な場所で吸わなくなった。
- (9) 駅の近くまで来て吸わなくてもいいのでは?(我慢してください。)
- (10) タバコも税収になっている。

他にも多くの資料をもとに様々な意見が委員からでましたが、大勢は、現況での喫煙の規制の条例では不十分で、積極的に禁煙への取り組みを清瀬市としては行うべきであるという意見でした。

多くの喫煙者が、非喫煙者に対して、配慮していただいているもの、一部の喫煙者の行動が、多くの市民に迷惑をかけているのも動かしがたい事実です。また、清瀬は結核療養所を始めとする空気の澄んだまちであるという歴史あるまちでもあります。

3 まちづくり委員会の提言

以上の点を参考にまちづくり委員会で検討を行った結果、喫煙の規制に関する条例の制定を市長に提言いたします。ただし、その制定に関しては、委員会でまとめた以下の項目を参考にさせていただきたい。

- (1) 現在の環境美化の重点地域を見直す（けやき通りを除き駅前に集中する）と共に、歩きタバコの禁止やポイ捨ての禁止から重点地域においては喫煙そのものを禁止とする。
- (2) 清瀬市民が健康で快適な生活を送るために市は喫煙対策に対する基本的な考え方を市民に示すこと。
- (3) 専門の委員会を設置し、多くのパブリックコメントを収集するなど、市民全体が議論していけるようにするとともに、所定の周知期間を設けること。
- (4) ごみ減量推進課及び健康推進課は各々喫煙対策を継続しつつも、駅前等で互いが協力しあいながら、まちの美化及び市民の健康の面から、市民に対し、喫煙の弊害を訴えるような活動を行うこと。
- (5) 喫煙者にも配慮し、現実的に非喫煙者に迷惑のかからない具体策を作成すること。